政　令

東ティモール国際平和協力隊の設置等に関する政令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十三年四月十三日

内閣総理大臣　菅　　直人

政令第百号

東ティモール国際平和協力隊の設置等に関する政令の一部を改正する政令

内閣は、国際連合平和維持活動等に対する協力に関する法律（平成四年法律第七十九号）第五条第八項の規定に基づき、この政令を制定する。

東ティモール国際平和協力隊の設置等に関する政令（平成二十二年政令第二百一号）の一部を次のように改正する。

第一条第一項中「平成二十三年四月三十日」を「平成二十四年四月三十日」に改める。

附　則

この政令は、公布の日から施行する。

内閣総理大臣　菅　　直人

外務大臣　松本　剛明

規　則

人事院は、一般職の職員の勤務時間、休暇等に関する法律（平成六年法律第三十三号）に基づき、東日本大震災に対処するための人事院規則一五―一四（職員の勤務時間、休日及び休暇）の特例に関し次の人事院規則を制定する。

平成二十三年四月十三日

人事院総裁　江利川　毅

人事院規則一五―一六

東日本大震災に対処するための人事院規則一五―一四（職員の勤務時間、休日及び休暇）の特例

東日本大震災の被災者を支援する活動を行う場合における規則一五―一四（職員の勤務時間、休日及び休暇）第二十二条第一項第四号及び第二十五条の規定の適用については、同号中「五日」とあるのは「五日（東日本大震災に際し災害救助法（昭和二十二年法律第百十八号）が適用された市町村（東京都の市町村を除く。）の区域内において、イに掲げる活動を行う場合にあっては、七日）」と、同号イ中「地震、暴風雨、噴火等により相当規模の災害が発生した」とあるのは「東日本大震災の」と、「地域」とあるのは「地域若しくは東日本大震災の被災者を受け入れている地域」と、同条中「第二十二条第一項各号」とあるのは「第二十二条第一項各号（規則一五―一六（東日本大震災に対処するための人事院規則一五―一四（職員の勤務時間、休日及び休暇）の特例）の規定により読み替えて適用する場合を含む。）」とする。

附　則

（施行期日）

1　この規則は、公布の日から施行する。

（この規則の失効）

2　この規則は、平成二十三年十二月三十一日限り、その効力を失う。

告　示

○法務省告示第百八十一号

公証人法第八条の規定により公証人の職務を行わせる件（昭和三十三年法務省告示第三百三十八号）の一部を次のように改正し、平成二十三年四月十三日から施行する。改正後の公証人法第八条の規定により公証人の職務を行わせる件は、平成二十三年三月十四日から適用する。

平成二十三年四月十三日

法務大臣　江田　五月

「秋田地方法務局本荘支局」を「秋田地方法務局本荘支局局横手支局」に改める。

○法務省告示第百八十二号

公証人法（明治四十一年法律第五十三号）第八条及び配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（平成十三年法律第三十一号）第二十条の規定に基づき、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律第二十条の規定による指定の件（平成十三年法務省告示第四百四十九号）の一部を次のように改正し、平成二十三年四月十三日から施行する。改正後の公証人法第八条及び配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律第二十条の規定に基づき、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律第二十条の規定による指定の件は、平成二十三年三月二十二日から適用する。

平成二十三年四月十三日

法務大臣　江田　五月

「盛岡地方法務局二戸支局」を「盛岡地方法務局二戸支局局水沢支局」に改める。

○農林水産省告示第七百六十七号

漁業災害補償法施行規則（昭和三十九年農林省令第三十五号）第七十一条の三（同令第八十四条第二項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、平成十四年九月三十日農林水産省告示第千五百四十号（漁業災害補償法施行規則第七十一条の三（同令第八十四条第二項において準用する場合を含む。）の規定に基づき農林水産大臣が指定する漁業協同組合を指定する件）の一部を次のように改正する。

平成二十三年四月十三日

農林水産大臣　鹿野　道彦

「同規則」を「同令」に改める。

表宮城県の項の次に次のように加える。

新潟県	加茂湖漁業協同組合、佐渡漁業協同組合

表島根県の項中「漁業協同組合ＪＦしまね」の下に「、海士町漁業協同組合」を加え、同項の次に次のように加える。

岡山県	日生町漁業協同組合、伊里漁業協同組合、邑久町漁業協同組合、牛窓町漁業協同組合、寄島町漁業協同組合、笠岡市漁業協同組合

表香川県の項中「志度漁業協同組合」を「さぬき市漁業協同組合」に改める。

附　則

1　この告示は、公布の日から施行する。

2　この告示による改正後の平成十四年九月三十日農林水産省告示第千五百四十号の規定は、その共済責任期間の開始日がこの告示の施行の日（以下「施行日」という。）以後の日である共済契約について適用し、その共済責任期間の開始日が施行日前の日である共済契約については、なお従前の例による。

○農林水産省告示第七百六十八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十三年四月十三日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

鳥取県鳥取市河原町湯谷字使混タワ原野二九五の一、二九五の三から二九五の七五まで、二九六の一から二九六の五まで、二九七、二九八の一、二九八の二、字大平二九九、三〇〇の一、三〇一、三〇二の一、三〇二の二、字樋ノ谷北平三〇五の一、三〇八から三一〇まで、三一一の一、三一二の一、字樋ノ谷奥三一三から三一五まで、三一六の一、三一六の二、三一七、三一八の一、三二〇、三二一の一、三二一の二、三二二、字使混タワ一二五、一二七、字椎木谷一二三の一、字樋ノ谷一三六から一三八まで、一四〇の一

二　保安林として指定された目的　水源のかん養

三　変更後の指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鳥取県庁及び鳥取市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第七百六十九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十三年四月十三日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

㈠　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　鳥取県東伯郡三朝町大字木地山字人形山一〇〇九の六、一〇〇九の一から一〇〇九の一三まで、一〇〇九の一八、字深知川向四七七の八、四七七の九

㈡　保安林として指定された目的　水源のかん養